

久居駅東側周辺地区整備事業に係る事業プロポーザルについて

1 経過と現状

久居駅東側周辺地区整備事業については、合併協議において市町村間の合意事項として旧久居市から新市に引き継がれた「久居駅周辺地区まちづくり交付金事業」に基づく事業です。このことから、総合計画の重点プログラムに副都市核の整備として本事業を位置付け、本市南部の玄関口としての駅前の利便性を活かし、民間活力の導入により賑わい性を高めるための副次的な都市機能を整備するため、事業プロポーザルにより、平成20年10月に事業推進者の募集を行い、審査委員会での審査を経て平成21年10月に優先交渉権者を決定するなど事業化に向けた取組を進めてきました。

その後、優先交渉権者決定後から地元説明会やワークショップを開催し、本事業に対する意向把握や意見集約を行ってきたところ、津市自治会連合会久居支部から、「事業推進に当たって、民間事業者活用の撤回を始めとしたワークショップからの提言書の内容を最大限尊重し事業の実施に努められるように」との要望書が提出されました。

民間施設の導入については、事業プロポーザルの募集条件であり、賑わいの創出には欠かすことができないものであることから、平成23年10月に説明会を開催し、津市自治会連合会久居支部等に対し民間施設導入への理解を求めましたが、理解を得ることはできませんでした。

2 今後の対応

市の財政負担を抑えつつ、副都市核である久居駅周辺地区に賑わいを創出すべく、民間施設導入への理解を求めてきましたが、昨年12月以降駅西側のポルタひさいのテナントが相次ぎ退去したことにより、地域として、事業推進に当たっての民間事業者活用や民間施設導入への懸念が強まるなど、これ以上の説得は困難な状況です。

今後においては、ポルタひさいなど当該地を取り巻く状況の変化を見据え、施設配置の考え方など総合的に勘案し柔軟に対応する必要もあることから、今回、市として事業プロポーザルによる本事業の推進を断念せざるを得ないものと考えます。

なお、当該地については、本市南部の玄関口であり、駅前の利便性が高い土地であることから、引き続き公共施設整備予定地としての可能性も含め、今後の土地利用を検討します。